

2012年6月7日

一般社団法人日本エステティック協会  
理事長 荘 司 礼 子 様  
一般社団法人日本エステティック業協会  
理事長 奥 野 貴 司 様  
一般社団法人日本エステティック工業会  
理事長 瀧 川 晃 一 様

日本エステティック振興協議会  
理事長 奥 野 貴 司

## 光脱毛行為による医師法違反容疑者逮捕の報道について

(5/22 エステサロン ドクタータカハシ梅田店 8名が医師法違反容疑で逮捕)

拝啓 貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日本エステティック振興協議会に対しましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の事件に関連し、一部メディアの報道によりエステティックサロンで行う光脱毛が医療行為で危険であるかのような誤解を消費者に与える懸念があります。つきましては、改めて日本エステティック振興協議会が取り組んでいる安全確保のための活動、並びに、医療とエステティックでの光脱毛の違い等を下記の通りご報告させていただきますので貴会所属の加盟サロン、或いは登録サロンで光脱毛を行うサロンに対しては周知徹底をして頂けますようお願いいたします。

敬具

### 記

光脱毛に関しては、平成13年11月に「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する。」という厚生労働省医政局医事課課長通知（医政医発第105号）が出されました。

その後、平成14年3月に経済産業省サービス産業課(当時)より出された「エステティック事業における適正な施術の在り方について」、平成16年7月に東京都から出された「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性について」、同じく平成16年に出された日本エステティック研究財団研究委員会レーザー脱毛小委員会の「レーザー等光を利用した脱毛機器の安全性に関する臨床結果」等の業界に対する行政官庁等からの提言を受け、また、近年の厚生労働省医事課との意見交換等を踏まえ、日本エステティック振興協議会ではエステティックサロンで行う安全な光脱毛のあり方を検討し、以下の自主規制を設定しています。なお、当協議会の自主規制に沿った光脱毛を医療の光脱毛と明確に区別する為に美容ライト脱毛と呼んでいます。

## [美容ライト脱毛についての当協議会の自主規制]

- 1) 上記通知に抵触しない為に、エステティックサロンで行う美容ライト脱毛は、除毛・減毛の範囲とすること。
- 2) 美容ライト脱毛機器については、日本エステティック工業会が2007年より実施している「美容ライト脱毛機器適合審査」に適合し安全性が確保された機器を使用すること。  
\*サロンにおいて現在使用の機器が適合審査に適合した機器でない場合は、当協議会の自主規制に沿っておりませんので、適合機種への対応は日本エステティック工業会に相談して下さい。
- 3) 技術者については、美容ライト脱毛の知識・技術はもとより、エステティックの基礎を習得した技術者が行うこと。  
\*当協議会では2011年3月から、新たな教育制度として、医師等の学識経験者に協力を求め「美容ライト脱毛安全講習会」を運営し、美容ライト脱毛を行う技術者はもとより関係者の多くの方に受講して頂いておりますので、この講習会への出席を是非お願い致します。  
今後はさらに教育内容を充実させ、エステティックでの美容ライト脱毛の業界スタンダードとして広く普及させてゆく予定です。また、行政諸官庁にもこれらの自主規制へのより一層の理解を求めて行きます。

今回報道された問題のサロンは、美容ライト脱毛機器適合審査を受けていない機器で、且つ適合審査基準をはるかに超えた高出力型の機器で施術したと思われまます。

また、技術者も「美容ライト脱毛安全講習会」を受講してはならず、一部報道にありましたようにアルバイトであったようです。問題のサロンは「永久脱毛」を標榜していますが、当協議会の自主規制に沿って行う光脱毛である「美容ライト脱毛」は、永久脱毛ではなく一時的な除毛・減毛を目指すものです。これらの事実から、問題のサロンは当協議会に所属しておらず、また当協議会の自主規制に沿って施術を行っているサロンではないことをご報告申し上げます。

以上、貴会加盟のサロンにおかれましては当協議会の自主規制を十分に認識頂き、消費者へ安全・安心の美容ライト脱毛を提供して頂けますようお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先

日本エステティック振興協議会 美容ライト脱毛検討委員会  
住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-5-1 霞が関 IHF ビル 5F  
電話：03-5501-1801 担当事務局：山本・高木  
URL <http://www.esthe-jepa.jp/>

以上